YAMANASHI

賃上げに取り組む事業者を支援！
労働者１人当たり**最大7万円**
1事業者当たり**最大100万円**補助！！

# 山梨県 賃上げ加速化 緊急支援金 ご案内

中小企業生産性向上補助金サポート事業（行政書士）の対象です。

**山梨県全体の支給上限は20億7,900万円！！**
**交付申請額が上限に達し次第終了となります！**

## 支給額

| 区分 | 引上げ額 | 正規雇用労働者1人当たり | 非正規雇用労働者1人当たり | 上限額 |
|---|---|---|---|---|
| A | 50～64円 | 40,000円 | 20,000円 | 400,000円 |
| B | 65～74円 | 50,000円 | 30,000円 | 500,000円 |
| C | 75～99円 | 60,000円 | 40,000円 | 800,000円 |
| D | 100円～ | 70,000円 | 50,000円 | 1,000,000円 |

※
支援金の支給額は、次の額のうち、いずれか低い額とします。
(1)支給区分表に定める区分ごとの引上げ額に応じ、それぞれの区分の引上げ労働者数に一人当たり単価を乗じて得た額の合計額

(2)引上げ労働者数が最も多い区分の上限額（当該区分が2以上ある場合にあっては、そのうち引上げ額が最も大きい区分の上限額）

## 支給対象者

山梨県内に事業所を有する中小企業等
※公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を１人以上雇用しているものに限る）も含む

## 申請受付期間

**令和8年12月1日（火）～**
**令和9年6月30日（水）**
※期間内であっても予算の上限に達した場合は、募集を終了することがあります。

## 支給要件

- 豊かさ共創スリーアップ実践企業の認証を取得していること（申請中も可）
- 賃上げ対象者の1時間当たりの賃金を1,113円以上かつ50円以上引上げていること（申請時点で1,113円以上の方も50円以上の引上げで対象）
- 賃上げ対象者に対し、引上げ後の賃金を6ヶ月間継続して支払うこと
- 雇用を維持すること（事業所都合による解雇等を行わないこと）

※賃金引上げは令和8年8月28日から令和9年6月30日までの期間中のものが対象
※非正規雇用労働者は、賃上げによる6ヶ月の企業負担額が各区分の支給単価以上となるものが対象

## 申請の相談・お問い合わせ

（12月以降は事務局を設置します。）

**山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課**
〒400-8501山梨県甲府市丸の内1-6-1
TEL:055-223-1561　FAX:055-223-1516

## 必要書類

①交付申請書（様式第1号）
②事業計画書（様式第1号の2）
③賃金引上げ対象労働者一覧表兼支給額計算シート（様式第1号の3）
④誓約書（様式第1号の4）
⑤県税に未納がない旨の証明書
⑥豊かさ共創スリーアップ実践企業の認証書の写し（認証未取得の場合は認証審査受付メールの写し）
⑦賃金引上げ対象労働者に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
⑧賃金引上げ対象労働者の賃金引上げ前（直近）1ヶ月分の賃金台帳の写し
⑨履歴事項全部証明書（発行から6ヶ月以内のもの）※法人の場合
⑩直近の確定申告書（第一表、第二表）及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し（電子申告の場合は受信通知の写し）
開業したばかりで確定申告の実績がない場合は開業届の写し※個人事業主の場合
⑪その他知事が必要と認める書類
※⑨～⑪は該当する場合のみ

## 支給対象事業者

◎法人の場合･･･次の項目全てに該当するもの
①中小企業基本法(昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営むものであって、法人税法(昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等(宗教法人を除く。)、協同組合等及び普通法人に該当するものであること。
ただし、次のいずれかに該当するものは除く。
・構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
・特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの（後援会等）
・特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
・山梨県の出資法人
・法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体
・みなし大企業
・運営費の大半を国又は地方公共団体から得ている（交付金、補助金、助成金、委託料等）法人
②県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が県内にあること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く。
③県内の事業所に常時使用する労働者を１人以上雇用していること。
④豊かさ共創スリーアップ実践企業の認証を受けていること（申請中も含む。）。
⑤山梨県税に未納がないこと。
⑥過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
⑦過去５年間に重大な法律違反等がないこと。
⑧風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
⑨山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
⑩会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生または更生手続きを行っている者ではないこと。

◎個人事業主の場合･･･次の項目に全てに該当するもの
①山梨県内の管轄税務署へ開業届を提出していること。
②中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者の範囲で事業を営むもの
③法人の要件の②から⑩までの全ての要件に該当すること。

**中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲**

| 業種 | 中小企業者（下記のいずれかを満たす者） | |
|---|---|---|
| | 資本金額または出資額 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |

※常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から⑤に該当しない者とする。
①会社役員又は個人事業主
②日々雇い入れられる者
③2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
④季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者
⑤試用期間中の者

## 申請方法

・申請は、12月1日から申請受付を開始予定です。（受付期間前に申請されたものは受理できません。）
・12月から事務局を設置します。12月以降は事務局へお問い合わせや申請書等の提出をしてください。
・詳細は、県ホームページ掲載の補助金交付要綱、募集要領などをご覧ください。
（https://www.pref.yamanashi.jp/hataraku/chinginup_shienkin08.html）

## 申請にあたっての留意点

・申請回数は１事業者１回限りです。なお、複数の事業所がある場合も同様となりますので、必要に応じてまとめて申請してください。
・交付申請受付は先着順とし、順次交付決定を行います。引き上げ後の賃金を6ヶ月間支払い終えた後、実績報告書を提出いただき、支給額を確定し支援金を交付します。

山梨県総合県民支援局　働く人・働き方支援課　働き方改革推進担当　TEL:055-223-1561